



三重県公報

令和元年8月30日(金)

第 34 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
19	三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則	(長寿介護課)	2
企業庁管理規程			
3	三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程	(企業庁)	4
告 示			
273	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	6
274	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	6
275	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(同)	6
276	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	7
277	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	7
278	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
279	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	8
280	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(漁業環境課)	8
281	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	9
労働委告示			
1	労働組合法第2条第1号に規定する者を新たに認定した旨及び労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定の一部を改正する告示	(労働委員会)	9
訓 令			
1	職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令	(人事課)	10
公 告			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	17
	平成31年度前期技能検定3級に合格した者	(雇用対策課)	17
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	17

規 則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年八月三十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第十九号

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則の一部を改正する規則

三重県介護支援専門員実務研修受講試験規則（平成十年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受験資格)</p> <p>第三条 試験は、<u>第一号及び第二号</u>の期間（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第三条 試験は、<u>第一号から第三号までの期間</u>（受験願書提出の日から試験日前日までの期間を含む。）が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上である者<u>及び第四号の期間が通算して十年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が千八百日以上である者</u>（以下「受験資格者」という。）でなければ受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 イ又はロに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（<u>次号において「相談援助の業務」という。</u>）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（<u>次号において単に「老人福祉施設」という。</u>）、<u>身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設</u></p>

ロ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する計画相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(受験手続)

(次号において「障害者支援施設」という。)、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ロ 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従事者

三 イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの又は相談援助の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（次号において「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事等の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（次号及び第五条第一項第四号において「介護等の業務」という。）に従事した期間

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ロ 老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護、同条第四項に規定する行動援護を行う事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

四 前号イ又はロに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないものが、介護等の業務に従事した期間

(受験手続)

<p>第五条 試験を受けようとする者は、受験申込書（第一号様式）に次に掲げる書類及び写真を添えて知事（介護保険法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験実施機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、当該指定試験実施機関。次項及び次条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第五条 試験を受けようとする者は、受験申込書（第一号様式）に次に掲げる書類及び写真を添えて知事（介護保険法第六十九条の二十七第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験実施機関」という。）が試験の実施に関する事務を行う場合にあつては、当該指定試験実施機関。次項及び次条において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者にあつては、大学の成績証明書、講習会修了証書の写し等</p> <p>三 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護全般に関する介護職員基礎研修課程又は訪問介護に関する二級課程若しくはこれに相当する研修の修了に基づく者にあつては、研修修了証書の写し等</p> <p>四 六 （略）</p> <p>2 （略）</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業庁管理規程

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和元年八月三十日

三重県企業庁長 山 神 秀 次

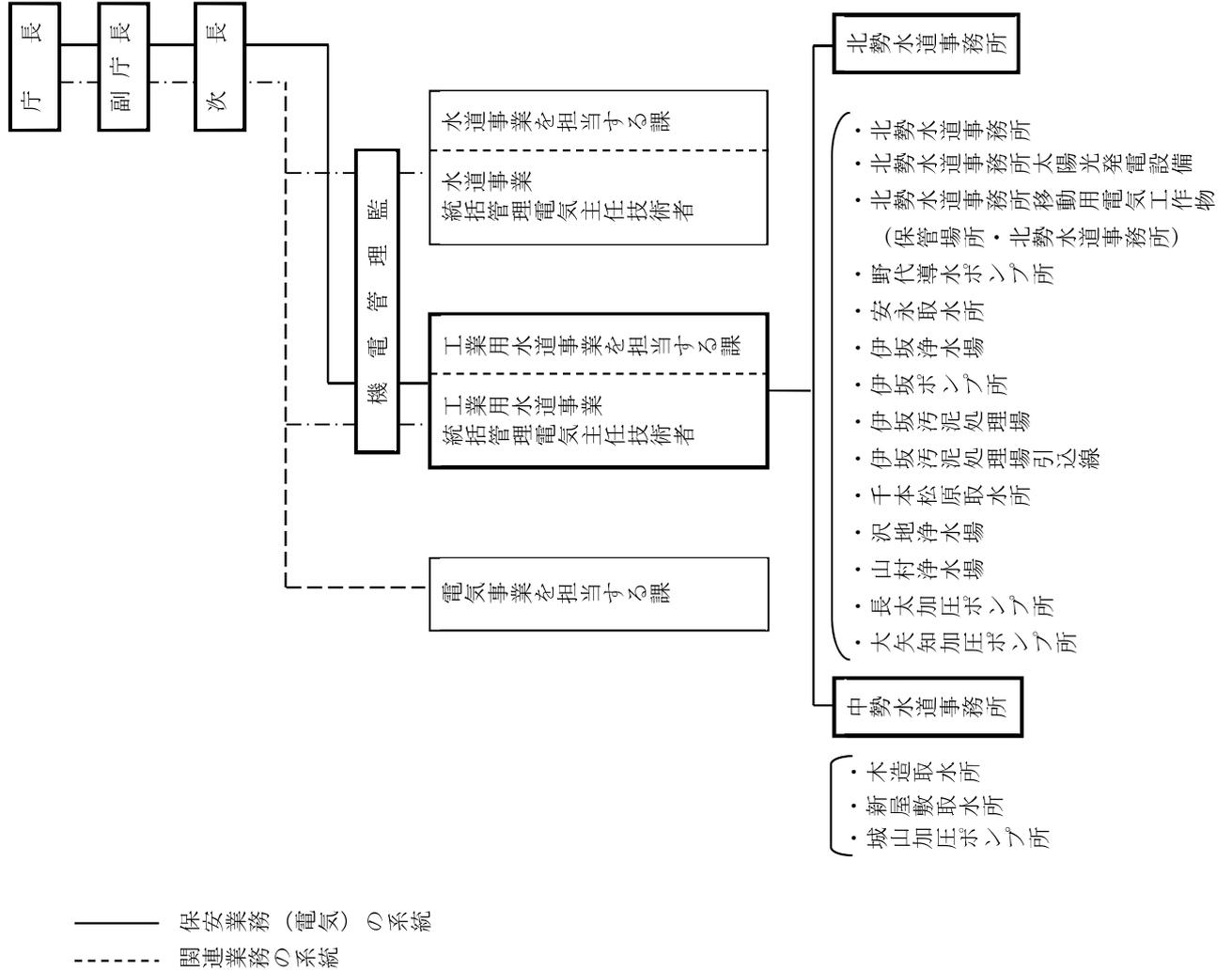
三重県企業庁管理規程第三号

三重県工業用水道事業保安規程の一部を改正する管理規程

三重県工業用水道事業保安規程（平成十四年三重県企業庁管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安業務に関する組織



次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第四条関係） 保安に関する業務分掌		別表第二（第四条関係） 保安に関する業務分掌	
課又は事業所	業務分掌	課又は事業所	業務分掌
(略)	(略)	(略)	(略)
北勢水道事務所	1 ～ 16 (略) 17 大矢知加圧ポンプ所に関する こと。	北勢水道事務所	1 ～ 16 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この管理規程は、令和元年九月五日から施行する。

告 示

三重県告示第 273 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2452200138	株式会社グリーンプラン	四日市市富州原町 1 番 12 号	放課後等デイサービス すてっぷ	三重郡川越町豊田 263 番地 1	放課後等デイサービス	令和元年 8 月 1 日
2452700111	株式会社ケアプロフェッショナル	桑名市星川 785 番地	放 課 後 の 家 明 和 P r i m e	多気郡明和町金剛坂 822-9	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 8 月 1 日
2450200668	株式会社フローリス	愛知県一宮市中町一丁目 8 番 26 号	ピース四日市	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 8 月 1 日
2450100280	合同会社かにのいえ	桑名市大字小貝須 111 番地	フルールはるな	桑名市大字小貝須 32	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 8 月 1 日

三重県告示第 274 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	廃 止 年 月 日
2450200056	特定非営利活動法人交流ネット	愛知県一宮市松島町 11 番地 2-2 F	エスペランサ	四日市市笹川 1 丁目 182 番地 1	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和元年 7 月 31 日

三重県告示第 275 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
医療法人(社団)大和会 日下病院	いなべ市北勢町阿下喜 680 番地	海野 啓	肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 小腸機能障害 免疫機能障害 肝臓機能障害
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	小林 基之	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	平林 陽介	じん臓機能障害
地方独立行政法人 桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目 11 番地	若松 泰子	視覚障害
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目 2-37	長尾 賢治	ぼうこう・直腸機能障害
医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池 458-1	鈴木 悟	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5 番 25 号	吉澤 尚彦	肝臓機能障害
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	問山 裕二	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
公益社団法人地域医療振興協会 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257	嶋崎 正晃	肢体不自由
伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831	浦谷 亮	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地	林 正道	呼吸器機能障害

三重県告示第 276 号

身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
あらおと整形クリニック	松阪市久保田町 5-7	川原 英夫
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	豊島 優多
社会医療法人 畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	二木 元典
三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	佐藤 誠久

三重県告示第 277 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木英敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
-------	--------	----------------	--------	---------	-------------	--------------

2410502732	せせらぎシルバーサービス株式会社	津市榊原町10844番地1	せせらぎシルバーサービス株式会社	津市榊原町10844番地1	居宅介護	令和元年7月1日
2411300581	株式会社キタモリ	伊賀市古郡546-1	わあく工房キエロ	名張市すずらん台西1-243	生活介護	令和元年8月1日
2410201905	株式会社フローリス	愛知県一宮市中町一丁目8番26号	ピース四日市生活介護	四日市市笹川1丁目182番地1	生活介護	令和元年8月1日
2410900217	特定非営利活動法人海の子	鳥羽市大明西町18-19	すろうらいふ海の子	鳥羽市大明西町18-19	短期入所	令和元年8月1日
2410701847	株式会社ハニービー	石川県金沢市神田2-2-19	self-A・ハニービー松阪	松阪市京町一区7-1松阪S Iビル203	就労継続支援A型	令和元年8月1日
2420201887	一般社団法人つぐみ	四日市市久保田二丁目5番1号岡本ビル1階	グループホームつぐみ	四日市市波木町323番地13	共同生活援助	令和元年8月1日

三重県告示第 278 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410800847	一般社団法人笑福会	伊勢市津村町1063番地3	訪問介護 悠	伊勢市津村町1063番地3	居宅介護 重度訪問介護	平成31年3月31日
2412720332	株式会社平井	多気郡明和町有爾中1436-3	ヘルパーステーション いなほの里	多気郡明和町大字佐田2473-1	居宅介護 重度訪問介護	令和元年6月1日
2410200550	有限会社まごのて	鈴鹿市高岡台一丁目11-24	有限会社まごのて	鈴鹿市高岡台一丁目11-24	居宅介護	令和元年7月31日

三重県告示第 279 号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示
 地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。
 別表 1(4)の表に次のように加える。

2	移住支援事業費補助金	県内における移住・定住の促進を図る。	別に定める移住支援事業に要する経費	別に定める。	市町
---	------------	--------------------	-------------------	--------	----

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 280 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

のり等養殖業の表中

「

特定のり 大口・西黒部加入区	松阪漁業協同組合のうち大口及び西黒部の地区
特定のり 松名瀬・東黒部加入区	松阪漁業協同組合のうち松名瀬及び東黒部の地区

を

特定のり 松阪第一加入区	松阪漁業協同組合のうち大口、西黒部、松名瀬及び東黒部の地区
-----------------	-------------------------------

に改める。

三重県告示第 281 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、いなべ市、桑名郡、員弁郡及び桑名市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和元年 10 月 1 日（火）	午前 11 時から 午後 3 時まで	いなべ市役所藤原庁舎
令和元年 10 月 2 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所大安庁舎
令和元年 10 月 3 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所員弁庁舎（旧うりぼう前）
令和元年 10 月 4 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	いなべ市役所北勢庁舎
令和元年 10 月 7 日（月）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	木曾岬町役場
令和元年 10 月 8 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	東員町役場笹尾連絡所
令和元年 10 月 9 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	東員町役場
令和元年 10 月 15 日（火）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	桑名市多度まちづくり拠点施設（旧多度公民館）
令和元年 10 月 16 日（水）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	桑名市長島地区市民センター（旧長島町総合支所）
令和元年 10 月 17 日（木）	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	桑名市役所（立体駐車場西隣）
令和元年 10 月 18 日（金）	午前 10 時 30 分から 午後 2 時まで	桑名市役所（立体駐車場西隣）

労働委告示

三重県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、1 に掲げる者を労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条第 1 号に規定する者として、令和元年 8 月 21 日認定しました。

なお、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定（昭和 42 年三重県地方労働委員会告示第 1 号）を 2 のように改正し、公表の日から施行します。

令和元年 8 月 30 日

三重県労働委員会会長 向 山 富 雄

1 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者として新たに認定した者

企業名 三重県企業庁
組合名 三重県企業庁労働組合

勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
本庁	施設防災危機管理監

2 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の改正

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 三重県企業庁の職員が結成し、又は加入する三重県企業庁労働組合について、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者 三重県企業庁		1 三重県企業庁の職員が結成し、又は加入する三重県企業庁労働組合について、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者 三重県企業庁	
勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者	勤務箇所	労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者
本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、 <u>施設防災危機管理監</u> 、機電管理監、RDF 発電監、副参事、検査監、班長（人事、給与、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）	本庁	副庁長、次長、担当次長、参事、工事検査総括監、課長、担当課長、機電管理監、RDF 発電監、副参事、検査監、班長（人事、給与、予算、経理、財務及び法務の総括に関する事務を担当の者に限る。）、主幹（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主査（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主任（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）、主事及び技師（人事、給与及び法務に関する事務を担当の者に限る。）
(略)	(略)	(略)	(略)

訓 令

三重県訓令第 1 号

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 8 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

職員任免事務取扱規程の一部を改正する訓令
職員任免事務取扱規程（昭和 40 年三重県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(死亡又は失職の報告)	(死亡又は失職の報告)

第 10 条 部局長等は、職員が在職中に死亡又は法第 16 条に規定する欠格条項に該当するに至ったときは、次の表に掲げる書類を添えた報告書を速やかに総務部長に提出しなければならない。

区 分	添 付 書 類	摘 要
死 亡	(略)	(略)
法第 16 条第 1 号に該当するに至ったとき。	裁判所の判決文の写し	

第 10 条 部局長等は、職員が在職中に死亡又は法第 16 条に規定する欠格条項に該当するに至ったときは、次の表に掲げる書類を添えた報告書を速やかに総務部長に提出しなければならない。

区 分	添 付 書 類	摘 要
死 亡	(略)	(略)
法第 16 条に該当するに至ったとき。	第 1 号の家庭裁判所の成年被後見人又は被保佐人の審判書の写し	
	第 2 号の裁判所の判決文の写し	

第 2 号様式及び第 8 号様式を次のように改める。

⑨ 職 歴 ※あなたが学校を卒業されてから現在までに就いていた一切の職業(家事等を含む。)を一つ一つ年代順に詳しく記入してください。また、職業に就いていない期間も無職と明記して期間の上で空白ができないようにしてください。

在 職 期 間	勤 務 所	所 在 地	地位 又は 職務内容	月 収	退職理由
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					
年 月 日から 年 月 日まで					

⑩ 身上事項 ※次の質問に答えてください。「ある」に該当する場合は、下の余白にその内容を詳しく記入してください。

(1) 起訴又は逮捕されたことがあるか。 □あ る □な い

(2) 刑罰を受けたことがあるか。 □あ る □な い

(3) 破産手続開始の決定を受けたことがあるか。 □あ る □な い

(4) 懲戒免職されたことがあるか。 □あ る □な い

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は加入したことがあるか。 □あ る □な い

上記の記載事項は、私が良心に従って記入したもので、真実かつ正確であることを誓います。
 万一この記入した事項が真実と相違し正確を欠くものであることが、採用された後において判明したときは、私は採用を取り消されても異存ありません。

年 月 日

氏 名 印

三 重 県 知 事 様

(参考事項)

家庭の状況						
家	氏 名	生年月日	続 柄	職業(勤務先)又は学校名	健康状態	同居、別居の別
族						
その他						
三重県職員としてあなたの親族等が勤務している場合には、右に記入してください。	氏 名	勤 務 課 所		あなたとの関係	備 考	

※本頁記載の内容は配属先の参考として使用します。

第 8 号様式 (第 14 条関係)

人事記録カード

年 月 日 現在

1ページ

氏名				性別 ()	
旧姓					
生年月日	年 月 日 (作成日現在 歳)	国籍			
所属					
職名					
身分		職種			
住所					
採用状況			昇任歴		
試験年度	採用試験区分・試験職種	採用年月日	職級	年月日	期間
			主事級 主任級 主査級 補佐級 課長級 次長級 部長級		
学歴	入学等年月日	卒業等年月日	区分	学校・学部・学科	
研修	発令年月日	名 称			
賞罰	年月日	内 容			
資格・免許	取得(合格)年月日	名 称			
				氏名	
				職員番号	

人事記録カード

年 月 日 現在

2ページ

発令事項		
発令日	内容	発令庁

第 2 号様式 (第 4 条関係)

職 員 採 用 履 歴 調 書 三 重 県

① ふりがな 氏 名		記 入 要 領	1 この調書は必ず自分で記入してください。 2 各欄の※は、記入上の注意事項ですから、よく読んでください。 3 黒のボールペンでていねいに記入してください。 4 □の付いている項目の該当する□の中にレ印を入れてください。 5 数字は1、2、3等の算用数字を用いてください。 6 この欄内に脱帽正面上半身の写真(縦4cm、横3cm)を貼付してください。 7 この調書が完全に記入されているかどうかによつて、ある程度あなたの能力が判断されることを忘れないでください。			
② 生年月日	年 月 日					
③ 性別及び年齢	(歳)					
④ 国 籍	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 外国籍					
⑤ ふりがな 現住所	〒 _____ 電話 _____					
⑥ ふりがな 家族の住所	〒 _____ 電話 _____					
⑦ 学 歴 ※小学校から最終の学校(養成所等を含む。)まで、その全てを正確に記入してください。						
在 学 期 間	学 校 名	学 部 科 名	所 在 地	年 制	課 程	修 学 状 況 (見込みを含む。)
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
年 月 日から 年 月 日まで				年	<input type="checkbox"/> 全日 <input type="checkbox"/> 定時 <input type="checkbox"/> 通信	<input type="checkbox"/> 卒業 <input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 転校 <input type="checkbox"/> 中退
⑧ 免許・資格等 ※各種の検定試験、資格試験の合格又は各種免許取得等の事実があれば、その全てを正確に記入してください。						
試験合格又は 免許取得年月日	試 験 又 は 免 許 の 名 称	所 轄 し て い る 機 関 名				
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						
年 月 日						

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第8号様式の改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の職員任免事務取扱規程（次項において「旧訓令」という。）に基づいて提出されている調書は、この訓令による改正後の職員任免事務取扱規程に基づいて提出された調書とみなす。
- 3 この訓令の施行の日前に旧訓令の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、名張市土地改良区（名張市夏見2812番地）の定款の変更を認可しました。

令和元年8月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

平成31年度前期技能検定3級（金属熱処理を除く。）に合格した者は、次のとおりです。

令和元年8月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎4階）に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、津市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和元年8月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
南が丘四丁目地区地区計画
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>